

いきいき現場づくり「意見の窓口」一覧表

D 設計変更 (設計変更審査を含む)

No	分類	タイトル	ご意見	回答
2	D	設計変更時の数量計算書及び設計図面について	<p>Date: Wed, 22 Jul 2009 08:33:07 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：設計変更時の数量計算書及び設計図面について</p> <p>設計変更時の数量計算書及び設計図面をなぜ施工業者が全て作らないといけないのでしょうか。時間がかり過ぎ現場に出れる状態ではありません。またその費用は設計士計上していい。いつまで作るのか教えて下さい。本心から言えばコンサルが作るのが普通ではないでしょうか？メールにて返信下さい</p>	<p>回答年月日: H21/7/31 ○設計変更に必要な設計図書の訂正又は変更は、「工事請負契約書」第18条第4項より「甲」あるいは「甲乙」協議して甲が行うことと明記されています。 ○なお、「土木工事共済特約書」第1編1-1-14でも発注者側にて作業することが明記されており、このことは「設計変更ガイドライン(案)」に明記し、発注者側に周知を図っているところです。 ○設計変更に係る設計図書は、変更指示の段階までに必要となります。 ○発注者側で設計図書の訂正又は変更を行うに当たり、受注者の確認資料等(受注者が作成管理する施工管理資料)が必要な場合は、提出をお願いします。 ○設計図書の訂正又は変更の適切な対応を図るよう、監督職員等へ周知、指導を行って参ります。</p>
22	D	設計変更について	<p>Date: Wed, 25 Nov 2009 15:26:15 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：福岡県 工事業種：機械 ご意見：設計変更について</p> <p>よりよい施工を行うために設計変更は不可避であると考えておりますが、受注者側としては当初想定していない工種が増加し、資料作成・積算等非常に大変なものであります。 その設計変更に対して、当初入札時の落札率を乗じるのはかなり厳しいものであり、さらに見積提出により幾分か金額低下が見込まれます。 契約に関わる事項ですので、規定が厳しいかと思われませんが下記1もしくは2のようにできないのでしょうか。 1 落札率を乗じないで見積提出とする。 2 落札率を乗じた設計変更単価をそのまま変更契約額とする(地方自治体と同様) ご検討の程、お願いします。</p>	<p>回答年月日: H21/12/2 ○1について 予算決算及び会計令第80条第2項で「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、業況の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と定められており、国土交通省では、予定価格作成に当たっては「土木工事標準積算基準書」に基づいて算出しています。 現行の積算基準では、変更設計額は入札時の落札率を乗じることになっております。これは全国的なルールであることから、整備局独自でルールを変えることはできません。 ○2について 会計法第29条第5項に「……………、特に必要がある場合においてせり売りに付するときにを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない」と定められており、国土交通省はこの条項に準じて、変更契約の際にも、見積り額の増上を求めております。 したがいまして、国としての取り組みとしては、現状どおり対応することとなります。</p>
26	D	見積りもりの作成について	<p>Date: Fri, 11 Dec 2009 15:04:26 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：協議の資料を提出するときに、いつも3社見積りを事務所長現で提出してれと要求されますが、見積りの作成まで工事の仕上がり。ろくに補助員に見積りを要求されたときに元請の仕事ですかと聞いたところ、元請の仕事です、と言われました。本音でよいか。</p>	<p>回答年月日: H21/12/17 ○見積りが必要になった場合、見積り依頼を行うのは発注者の責務です。この場合には、発注者が資材等を取り扱う者を選定するうえ、文書にて見積り依頼を行うこととしています。 ○見積りについては発注者が実施すべきことの周知、指導を再度徹底します。</p>
41	D	指示書について	<p>Date: Sat, 13 Feb 2010 16:08:43 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：熊本県 工事業種：土木(道路) ご意見：指示書について</p> <p>現場受注して1ヶ月後に発注者より、設計コンサルより修正図面が来たので、今後修正図面にて現場施工するよう指示されました。指示書の増加等が増えるので、変更するに当たっては、指示書を書きたいと要望したのですが、監督補助員が総括監督員指示は手続きに時間がかかるから、受注者からの変更箇所について協議するように言われたのですが、 発注者側からの修正・変更であるのに、受注者から協議書を提出するのは違うような気がするのですが、 総括監督員指示・主任監督員指示は、受注者からの協議書と同等の意味を持っているのでしょうか？</p>	<p>回答年月日: H22/2/18 ○今回のような事例は、受注者側からの変更協議には該当しません。 契約変更を行うか、発注者側からの総括監督員指示や主任監督員指示での対応となります。 今後、適切な処理が行われるよう監督職員等に周知して参ります。</p>
42	D	舗装工の縦横断面について	<p>Date: Thu, 4 Feb 2010 22:06:09 工事現場における役職：その他 工事場所：宮崎県 工事業種：土木(道路) ご意見：舗装工の縦横断面について</p> <p>橋面防水の設置に伴う舗装打ち換えは、原形復旧が基本だと思います。 今回の縦横断面取替があった為縦横断面の見直しになりました。 設計変更ガイドラインにある計量書の範囲を超える作業となりますか？(当初図面には縦横断面図はありません)又、縦横断面は伸縮継手の取替は計上されていますが仮復旧は計上されていません。</p>	<p>回答年月日: H22/2/25 ○ご意見の内容を受けて調査した結果、類似する案件がありましたので、それを対象とした対応の考え方を示します。 ○橋面防水に伴う舗装の打ち換えは、原形復旧が基本となります。 今回のように縦横断面の見直しが必要となる場合には、受注者は着工前測量の結果を基に監督職員に協議し、監督職員の指示により施工を行ってください。</p>
45	D	見積りもりに関して	<p>Date: Fri, 19 Feb 2010 10:23:12 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：大分県 工事業種：その他 ご意見：見積りもりに関して</p> <p>変更時に社見積りを依頼されることが多々あります。発注者側で用意できないのでしょうか？細かな訂正等で再発行に時間がかかるのが現状です。PDFではいけないのでしょうか？郵送等時間、再発行回数等の手間がかかります。</p>	<p>回答年月日: H22/2/25 ○見積りが必要になった場合、見積り依頼を行うのは発注者の責務です。この場合には、発注者が資材等を取り扱う者を選定するうえ、文書にて見積り依頼を行うこととしています。 ○見積りもりに関して発注者が実施すべき事の周知、指導を徹底します。</p>
62	D	設計変更について	<p>Date: Sat, 17 Apr 2010 16:26:53 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：熊本県 工事業種：土木(河川) ご意見：河川築堤工事において、7000㎡の法面に覆付盛土する工事で、盛土前に専列後除根しますが、この除根車が約200㎡ありましたが、処分するよう発注者から指示がありました。しかし、購入車が14000#13221増えにともなわらず設計変更の対象にはなりません。また、盛土工において設計では地山土量で計上してありますが、実際はほし土で購入しますので、設計計算では、約1割の増減ですが、実際の総重量は、約2割に増えが生じます。この場合も設計変更の対象にはなりませんでしょうか？今後、築堤工事する時もこの項目については、変更の対象にはならないのでしょうか？</p>	<p>回答年月日: H22/6/8 ○当初設計条件によっては、契約変更の対象になるもの、ならないものがありますので、変更の対象範囲については、監督職員と十分な協議をお願いします。 ○盛土の標準積算では、「締め固め後の土量」(当たりの歩掛かり)になっています。 (例) 築堤盛土1,000m³を行う場合(土量変化率=1.2、0=0.9) 設計数量(締め固め後の土量)は1,000m³となりますが、実際には約1,300m³を運搬する費用となります。 ○なお、設計変更については、「設計変更審査会」の活用について検討して下さい。 ○設計変更審査会は、発注者と施工業者が協議して開催の可否を決めることになっています。又、施工業者が要望すれば開催出来ます。</p>
65	D	設計変更について	<p>Date: Wed, 19 May 2010 17:26:32 工事現場における役職：主任技術者(監理技術者) 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：発注時点の工事内容が、契約後大幅に変更されようとしています。金額調整の為、他工種(側溝布設等)を追加指示される金額が膨れ上がっております。大分な工事変更により品質管理・安全管理等、受注時予定していた人員も不足し増員するようになりました。当初発注時点ではどのような考えで発注がなされたのでしょうか？</p> <p>受注時に見込んだ経費も不足し九州地方整備局上申書三割以内の変更内容はどのような考えですか。請負業者としては、どのような対応を行った方がよいか伺います。</p>	<p>回答年月日: H22/6/8 ○契約変更については、発注者が、疑義や内容の確認等が必要と判断された場合、「設計変更審査会」の開催を要望し実施することが出来ることとなりますので、発注者へ申し出て下さい。 ○内容が大幅な契約変更においては、変更契約がやむを得ない一時的な施工のもの等については適正な契約変更を行うところとなります。</p>
73	D	変更図面の作成について	<p>Date: Wed, 16 Jun 2010 11:27:05 工事現場における役職：その他 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：変更図面において各事務所又工務担当者で作成が違い変更図面の作成に時間がかかりかなりの残業が伴います。変更図面においては、設計業務共通編に基づいて図面を作成するべきではないでしょうか。又、変更図面も施行が作成する必要があるので、契約書においては作成する必要がないのではないのでしょうか？それは契約違反ではないのでしょうか？作成させるのであれば費用を計上するべきは？発注者側において当初変更図面から変更箇所がたゞさんあるということは発注者側の図面がおかしいということであり、その図面をチェックしてコンサルタントに金額を支払った国土交通省が悪いということではないのでしょうか？それこそ税金の無駄使いと思いませんか？</p>	<p>回答年月日: H22/6/22 ○受注者は、施工及び施行途中において、「工事請負契約書」第18条1項から5号に関する設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、発注者へその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければなりません。確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取捨図、施工面等であり、これらは、発注者で作成することとなります。 ○なお、変更契約の設計図書は、「工事請負契約書」第18条第4項及び「設計変更ガイドライン(案)」に記載のとおり発注者が土木工事設計業務共通編に基づき作成しなければなりません。 ○ご意見にある変更契約の設計図書作成等に関する監督職員・補助員の対応については、適切に対応するよう指導を徹底して参ります。 ○設計図書の更新と、発注者・受注者・設計コンサルタントの役割分担を明確にするためにも、工事監理連絡会の開催及びその活用を図って下さい。</p>
74	D	バックホウの地山掘削について	<p>Date: Wed, 16 Jun 2010 11:40:25 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：掘削作業時に地山掘削の直接積み込みがあるのですが、切土高が高い場合、ダンプトラックには直接積み込みができません。それは、そこに直接ダンプを急ぐことができないので上で切土を行いその土を落としたり後、ローズの積み込み状態になると思いますがどうも高く直接ダンプで積み込みが出来ない場合でも後積り上は地山掘削の直接積み込みになっています。変更ではないのでしょうか、それを協議してもいいので、入札時に質問をしたのかと書かれてしまいました。その条件で受注したのだから変更はないと書かれてしまいました。条件変更にはあてはまらないのでしょうか、回答をお願いします。</p>	<p>回答年月日: H22/6/22 ○機械土工の施工形態は、土木工事標準積算基準書(共通編)に基づき、掘削箇所の地形により方法を決定しています。 ○ご意見の内容だけでは、契約変更の対象となるものか判断出来ません。 ○当初設計の条件によっては、契約変更の対象になるもの、ならないものがありますので、変更の対象範囲については、監督職員と十分な協議を行うとともに、契約変更については、発注者が、疑義や内容の確認等が必要と判断された場合、「設計変更審査会」の開催を要望し実施することが出来ることとなりますので、発注者へ申し出て下さい。</p>
81	D	数量算出が困難な変更協議について	<p>Date: Fri, 25 Jun 2010 17:02:27 工事現場における役職：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：掘削作業時に支障物件のコンクリートが出現し、取り壊しが必要が発生した場合、通常は取り壊し数量を算出変更協議します。しかし数量が算出困難な場合や日々埋戻しが必要である場合は、協議することなく取り壊す事があります。これがわずかな数量である場合は良いのですが、頻りにあると変更できない上に工事の進捗にも影響する場合があります。このような場合、支障物の外観の写真と取り壊し後の写真とを数量で設計変更する事は基本的可能でしょうか。監督職員との協議によるとの回答があるようですが、原則として認められるかどうかの回答をお願いします。</p>	<p>回答年月日: H22/6/30 ○設計変更や契約変更は、「設計変更ガイドライン(案)」に基づき、協議書などの書面により行うことを原則としています。よって、支障物件等を取り壊す範囲や数量を算出するための根拠資料(取り壊し手法などが分かる写真等)などを監督職員と協議し決定して下さい。</p>

89	D	変更設計について	<p>Date: Mon, 19 Jul 2010 20:29:10 工事現場における役職 : その他 工事場所 : 熊本県 工事業種 : 土木(道路) ご意見 : 工事を受注し発注図面を精査したところ、差異が多数有り工事連絡者会議に提案して、発注者からの回答のより計画等を行っていたところ、先月の合同工程会議で発注者担当課長より「問題点により工事が遅れた」との理由を言うのではなくて「工夫して工期内に終わらせて下さい」と指示されましたが、私たち請負者は変更設計の指示を待っていると工期内は工事が完了しません、やっぱり請負者が設計見直しをしなくては、いけないのでしょうか？ちなみに補助監督員より自分たちで計画しないと〇〇の現場みたい遅れますよ」と言われました。</p>	<p>回答年月日:H22/8/20 ○設計変更時の数量計算書及び設計図面の考え方については、No.2、No.35の回答を参考して下さい。 ○設計図書の訂正又は変更の適切な対応を図るよう、監督職員等への周知、指導を行って参ります。 ○なお、各事務所にいきいき現場づくりに関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)を設けています。相談窓口では、相談者の個人情報や相談内容について、相談者が不利益を受けないように慎重に対応するよう指示しています。できれば具体的な事例を示して相談窓口の利用も検討して下さい。 ○意見の窓口のほうへ(H22.6.22)にも是非ご質問下さい。 (参考)「No.2.設計変更時の数量計算書及び設計図面について」の回答 ○設計変更に必要な設計図書の訂正又は変更は「工事請負契約書」第18条第4項により「甲」あるいは「甲乙」協議して「甲」が行うことと明記されています。 ○また、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-14でも発注者側にて作業することが明記されており、このことは「設計変更ガイドライン(案)」にも明記し、発注者に周知を図っているところです。 ○設計変更に係る設計図書は、変更指示の段階までには必要となります。 ○発注者側で設計図書の訂正又は変更を行うに当たり、受注者の確認資料等(受注者が作成管理する施工管理資料)が必要な場合は、提出をお願いすることがあります。</p>
108	D	請負工事金額について	<p>Friday, January 21, 2011 5:07 工事現場における役職 : 現場代理人 工事場所 : 熊本県 工事業種 : 土木(道路) ご意見 : 維持出張所の工事です。ほとんどの出張所でされていると思いますが疑問に感じ投稿しました。 工事金額(積算金額及び変更契約後の金額)を維持工事受注業者で把握し管理するよう指示されています。増減とならないようにどうか積算金額より減らないようにどうか。 請負者は原簿管理を行いますので増減変更を把握はしていると思いますが工事金額の管理は請負者の仕事なのでしょうか？また工事内容等が大幅に変更となり金額の調整(施工する工種等)は請負者の仕事なのでしょうか？ご教訓願います。</p>	<p>回答日:H23/2/9 ○工事金額の把握は、発注者で行うものです。発注者は、維持工事であっても他工事と同様に、出来形、出来高、品質等の管理を行うものです。ただし、全額額の把握を上での参考として、変更指示の概算書を発注者に確認する場合もあります。</p>
116	D	設計変更について	<p>Sent: Sunday, February 06, 2011 9:11 PM 工事現場における役職 : 現場代理人 工事場所 : 熊本県 工事業種 : その他 ご意見 : 今日で約一ヶ月まともに寝ていません 理由は、昨年終わりに、年明け2月に変更数量を提出して欲しいと連絡があったからです。 工期は3月末、現場もできあがっていないのにCAD上で架空の数量を測っています... コンクリートの数量表は増ばかり、変更に関係のないところまで訂正中。 いくら受け負けてと言っても、発注前にコンクリートの精査くらいやってくれたい...</p>	<p>回答日:H23/3/30 ○年度末における設計変更額の把握については、事業執行上必要と考えられますが、あくまで概算額での把握となります。 ○設計変更時の数量計算書及び設計図面の作成については、No.2のとおりとなっています。今後とも適切な対応を図るよう、監督職員等への周知、指導を行って参ります。 ○「お知らせ」にも記載していますが、「いきいき現場づくり」が自指すところは、受・発注者が協働して積極的コミュニケーション、相互の理解、尊重したうえで取り組むというものです。 なお、企業としては適正な利益が得られ、国民・住民への高いサービスの提供ができることです。 <参考>「設計変更-工事書類の簡素化に関するご意見」 「No.2設計変更時の数量計算書及び設計図面について」の回答 ○設計変更に必要な設計図書の訂正又は変更は、「工事請負契約書」第18条第4項により「甲」あるいは「甲乙」協議して「甲」が行うことと明記されています。 ○また、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-14でも発注者側にて作業することが明記されており、このことは「設計変更ガイドライン(案)」にも明記し、発注者に周知を図っているところです。 ○発注者側で設計図書の訂正又は変更を行うに当たり、受注者の確認資料等(受注者が作成管理する施工管理資料)が必要な場合は、提出をお願いすることがあります。</p>
118	D	設計変更について	<p>Sent: Monday, February 21, 2011 8:03 PM 工事現場における役職 : 主任技術者(監理技術者) 工事場所 : 熊本県 工事業種 : 土木(道路) ご意見 : 私の友人が心不全で亡くなりました。 これは、現場作業における過労だけではなくと思います。 私自身、夜間作業後、変更作業に追われています。 いつ寝ればいいのか... 工期はまだ一ヶ月以上あるのに変更資料を提出するよう言われています。 出来てもいい現場を見込みで変更... 出来てもいいんだから、当初数量でいいじゃん 数量見積は、協議は... 当初設計資料は自分のコンパイル発注前に照会して、許容と同じ請負業者に求めるものが大きすぎて私たちの事は虫けり同様、何日までに提出して欲しい、机に座った人間が向かわるものか...</p>	<p>回答日:H23/3/30 ○設計変更時の数量計算書及び設計図面の作成については、No.2のとおりとなっています。今後とも適切な対応を図るよう、監督職員等への周知、指導を行って参ります。 ○「いきいき現場づくり」に関する相談窓口は、各事務所の他に九州地方整備局 企画部(技術調整管理官、総務工事検査官等)にも設けてあります。相談窓口では、相談者の個人情報や相談内容については、相談者が不利益を受けないように慎重に対応します。できれば具体的な事例等を示して相談窓口の利用も検討して下さい。 <参考>「設計変更-工事書類の簡素化に関するご意見」 「No.2設計変更時の数量計算書及び設計図面について」の回答(抜粋) ○設計変更に必要な設計図書の訂正又は変更は、「工事請負契約書」第18条第4項により「甲」あるいは「甲乙」協議して「甲」が行うことと明記されています。 ○また、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-14でも発注者側にて作業することが明記されており、このことは「設計変更ガイドライン(案)」にも明記し、発注者に周知を図っているところです。 ○発注者側で設計図書の訂正又は変更を行うに当たり、受注者の確認資料等(受注者が作成管理する施工管理資料)が必要な場合は、提出をお願いすることがあります。</p>
133	D	設計変更について	<p>工事現場における役職 : その他 工事場所 : 福岡県 工事業種 : その他 ご意見 : 変更設計について 適用基準の1工事当たりについての言葉の取り方をご指導願います。(各事務所について考え方が違う) (例)道路土工 当初の掘削数量45,000m³で変更の掘削数量51,000m³になった場合、当初のBH0.8m³を変更にて全てBH1.4m³に変えるのでしょうか？もしくは、越えた分6,000m³をBH1.4m³に計上するのでしょうか？(鉄筋・側溝等も同じ)</p>	<p>回答日:H23/8/25 お問い合わせの件につきましては、変更指示時点の施工状況によるため、一概に判断できません。発注者との設計変更審査において、積算上の考え方を確認してください。 なお、このBHの機種はあくまでも積算上の標準を示しているものであり、現場での使用機種を指定しているものではありません。</p>
141	D	設計変更について	<p>Wednesday, September 21, 2011 3:07 PM 工事現場における役職 : 現場代理人 工事場所 : 福岡県 工事業種 : 土木(道路) 変更時のことですが、 -協議完了後に事務所から見れないといわれた。 -発注時の数量計算書に無い資料を発注者が作成したときだけ求めるのはいいか？</p>	<p>回答日:H23/12/7 今回のご意見の情報は適切な回答が難しい状態です。 もう少し詳しい内容を教えて頂けないでしょうか。</p>
147	D	橋梁補修工事の設計変更について	<p>Sunday, November 06, 2011 11:13 AM 工事現場における役職 : 現場代理人 工事場所 : 宮崎県 工事業種 : 土木(道路) 橋梁補修工事の現場について、お聞きいたします。 片側2車線を1車線規制にて路面切削、橋面防水、舗装打換え(基層・表層)を施工します。交通量が多いため、施工区間を夜間、規制時間内に基層まで復旧し規制解除します。施工区間・規制時間等により、標準的な積算では実勢価格と乖離が生じます。このような施工条件、作業効率の悪い工事での変更協議は可能でしょうか。</p>	<p>回答日:H24/3/15 切羽オーバーレイ工(急速施工)の標準歩掛は橋面舗装には適用出来ないため、別途見積りにて積算することとなります。 関係機関との協議等により現場の施工条件等が変わった場合には変更協議が可能と判断されますので、発注者に相談してください。</p>
153	D	契約変更について	<p>Wednesday, November 23, 2011 3:40 AM 工事現場における役職 : その他 工事場所 : 熊本県 工事業種 : 土木(道路) ○事務所にご挨拶に行ったときに、職員と受注者の方が打ち合わせをされていて、職員が今回の変更はこの額でお願いしますとおっしゃっていました。 契約変更の時は、工事の予定価格を事前に教えていただけるのですか？</p>	<p>回答日:H24/3/15 契約変更にあたっては、受注企業から数量や積算内容の考え方を確認したり、総額契約単価合意制度の説明の中で当初契約の合意単価の確認や当方の積算の考え方について説明することはありますが、予定価格を事前に教えることはありません。 ご指摘の件については、契約変更を行う必要が生じた関係工事毎の契約締結に至る手続の実態を調査したところです。 さらに職員から事情を聞いたところ、契約変更時に予定価格を教示しているようなことは確認されませんでした。 今後、疑念を抱かれることのないよう対応を徹底してまいります。 注)個人情報や相談内容など個人が特定されるような記述になっていない事についてはご理解願います。</p>